

米国 TSCA 第 8 条(a)(7) PFAS 報告規則案

米国環境保護庁（EPA）は、2021年6月にパーフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質（PFAS）報告規則を提案しました。最終規則は現時点でまだ公布されていませんが、まもなく公布される見込みです（当初2023年1月に最終化、公布される予定でしたが、2022年秋のアジェンダでは3月に延期されました）。

上記提案規則において EPA は、以下の定義に該当する全ての PFAS が報告対象物質であると判断し、少なくとも 1,364 物質（混合物を含む）を特定したと述べています。また、この定義された構造式でカバーされるか否かを事業者が判断しやすくなるよう、報告対象となる PFAS を特定したリストを公表しました*。リストには、TSCA インベントリーのアクティブ物質、LVE 承認物質（取下げた LVE 含む）、企業秘密情報（CBI）主張により物質名等の記載がされていない可能性のある構造式が含まれています。ただし、リストに含まれる PFAS は、あくまでも本規則の PFAS の定義を満たす物質の例であり、包括的なリストでないことに注意が必要です。

<規則案における構造定義・概要>

報告対象者	2011年1月1日から規則発効日の間に報告対象 PFAS を製造・輸入した者
報告期間	規則発効日の6か月後から6か月間
本規則案の PFAS 定義	<ul style="list-style-type: none">構造単位に R-(CF₂)-C(F)(R')R'' を含む化学物質または混合物CF₂ 部分と CF 部分は両方とも飽和炭素であり、R 基 (R、R'、または R'') はいずれも水素になり得ない
報告内容	物質情報、用途分類、製造量・輸入量、加工量、副生成物、作業員数、作業員へのばく露頻度と時間、廃棄方法など、4年毎の数量報告（CDR）と似た情報
記録保管	EPA への報告情報：5年間
注意	不純物、副生成物、成形品、小規模事業者の免除なし

なお、2022年11月に公表された官報にて、成形品輸入者に対する免除等に関してコメントを求めており、上記概要から変更になる可能性があります。

本規則の報告期間が2023年12月から2024年5月頃になる（2023年5月下旬 最終規則公布）と仮定すると、2024年の CDR 報告期間と近くなるまたは重なることが予想されるため、早めのご準備をお勧めいたします。

*****2023年6月8日更新情報*****

提案規則は2023年5月25日にアメリカ合衆国行政管理予算局（OMB）が受領、現在レビュー中。レビュー（通常90日ほど）後に最終化され公布となるため、最終規則は8月頃に公布されることが予想されます。

参考：

*Federal Register | TSCA Section 8(a)(7) Reporting and Recordkeeping Requirements for Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances

<https://www.federalregister.gov/documents/2021/06/28/2021-13180/tsca-section-8a7-reporting-and-recordkeeping-requirements-for-perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl#h-24>

■お問い合わせ先

株式会社三菱ケミカルリサーチ 製品安全評価部門

〒160-0017 東京都新宿区左門町 16 番地 1 四谷 TNビル 5 階

HP：<https://www.mitsubishichem-res.co.jp/psa/contact/>